

小矢部市子どもの未来応援計画

平成30年度～平成36年度

平成30年3月6日

富山県 小矢部市

目次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	2
4. 対象	2

第2章 小矢部市の子どもの貧困に係る現状と課題

1. 子ども人口の動向	3
2. 子どもの貧困に係る現状	4
3. アンケート調査による実態把握	7
4. 課題の整理	15

第3章 子どもの貧困支援に対する基本的な考え方

1. 基本理念と方向性	18
2. 目指す姿	18

第4章 子どもの貧困支援に対する主要施策

1. 主要施策の体系	20
2. 主要施策の展開	23
〈主要施策1〉 教育の支援	23
〈主要施策2〉 生活の支援	26
〈主要施策3〉 保護者の就労・経済的支援	30
〈主要施策4〉 総合的な体制の強化	32
3. 成果指標	34

第5章 計画の推進

1. 推進体制	35
2. 進行管理	35

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

我が国における「子どもの貧困率」は、1990年代半ば頃からおおむね上昇傾向が続き、平成24年（2012）には16.3%（6人に一人の割合）まで上昇し、特にひとり親世帯については54.6%と非常に高く、OECD（経済開発協力機構）加盟国34か国中で最下位という深刻な状況となりました。その後の平成27年（2015）では、子どもの貧困率は13.9%に、ひとり親の貧困率は50.8%に改善が見られましたが、依然、子どもの7人に一人、ひとり親世帯については半数が相対的貧困の状態にあり、OECD加盟国の平均を下回る状況が続いています。

こうした中、平成26年（2014）1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下、法という）が施行され、平成26年（2014）8月に「子どもの貧困対策に関する大綱」（以下、大綱という）が閣議決定されました。法第4条では、地方公共団体（都道府県及び市区町村）は、法律と大綱に基づき、国と協力のうえ、地域の状況に応じた施策を策定・実施する義務を負うとされています。

小矢部市では、このような動きを踏まえ、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの将来を応援する施策を総合的かつ体系的に推進するため、本計画を策定します。

[国の貧困率の年次推移]

	昭和 60年	63	平成 3年	6	9	12	15	18	21	24	27
	（単位：％）										
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
	（単位：万円）										
中央値（a）	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	245
貧困線（a/2）	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122

- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 4) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 5) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

出典：厚生労働省「平成28年 国民生活基礎調査」

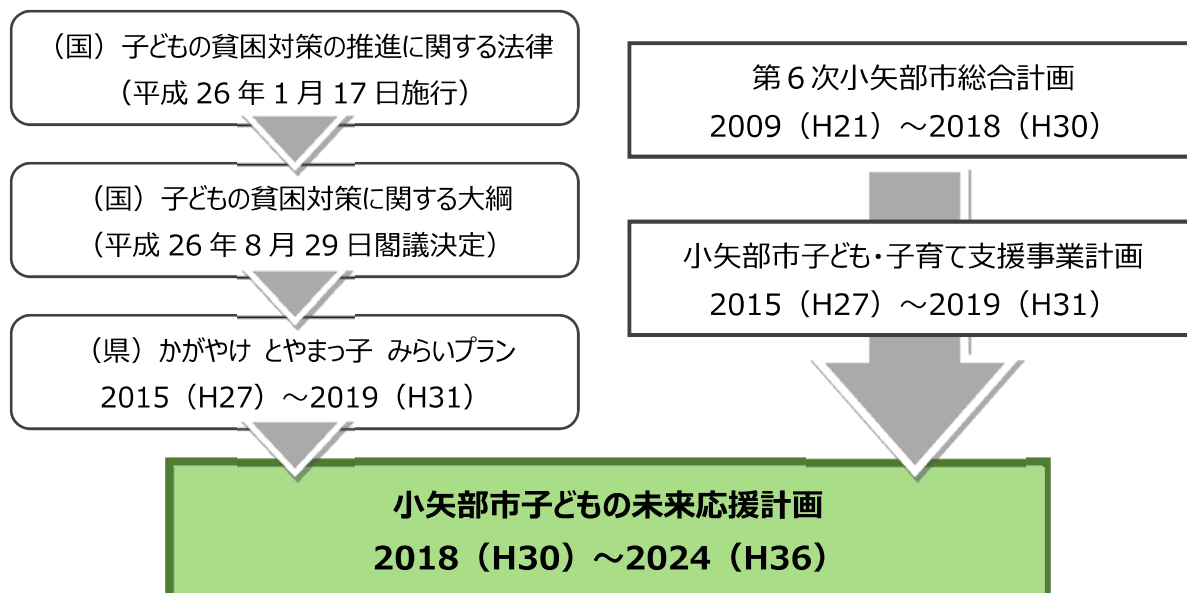
■貧困率（相対的貧困率）の算出方法について

国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいいます。

貧困線とは、国民の等価可処分所得（世帯全体の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいいます。

2. 計画の位置づけ

法律や国大綱の趣旨を踏まえ、「第6次小矢部市総合計画」及び「小矢部市子ども・子育て支援事業計画」における基本的な方向性や取組内容との整合に留意し、また、現在、見直し作業が進められている総合計画（第7次総合計画）との調整を図りながら、子どもの未来を応援するための基本理念、施策・取組を体系的かつ総合的に整理するものです。



3. 計画期間

計画期間は、2018（平成 30 年度）～2024（平成 36 年度）の 7 年間とし、2020（平成 32 年度）に中間見直しを行います。

	2017 (H29)	2018 (30)	2019 (31)	2020 (32)	2021 (33)	2022 (34)	2023 (35)	2024 (36)	2025～ (37)
第6次小矢部市総合計画	→ (2009～2018)		→ 第7次総合計画 (2019～2028)						
小矢部市子ども・子育て支援事業計画	→ (2015～2019)		→ 第2次子ども・子育て支援事業計画 (2020～2024)						
小矢部市子どもの未来応援計画	←→ (2018～2024)								
				↑ 中間見直し					

4. 対象

本計画の対象は、妊娠期を含めた子どもとその家庭を基本として、現に生活困難な状態にある子ども・家庭、あるいは困難を抱えやすい状況にある子ども・家庭を主な対象とします。

第2章 小矢部市の子どもの貧困に係る現状と課題

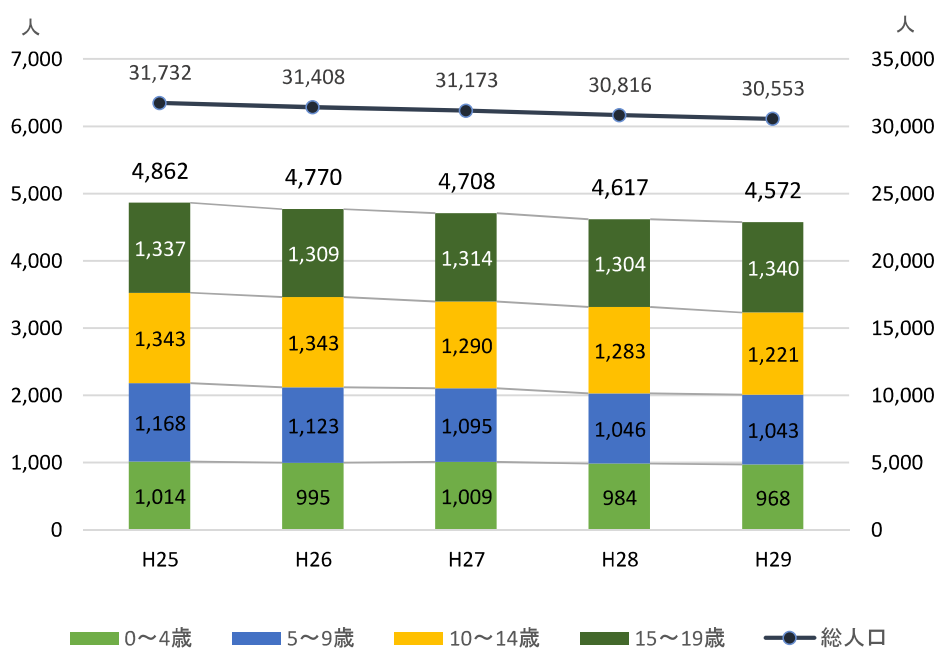
1. 子ども人口の動向

(1) 未成年人口の推移

本市の近年の人口推移をみると、総人口及び未成年（19歳以下）人口ともに減少傾向にあり、平成29年の総人口は30,553人、未成年人口は4,572人となっています。過去5年間に総人口で3.7%（1,179人）、未成年人口で5.8%（290人）の減少となっています。

5歳階級別に近年の動向をみると、0～4歳及び5～9歳が約1,000人、10～14歳が約1,200人、15～19歳が約1,300人で推移しており、少子化傾向が続いていることが伺えます。

表 総人口及び子ども人口の推移



資料：住民基本台帳 各年10月1日現在

2. 子どもの貧困に係る現状

(1) 社会保障給付金等の受給状況

①生活保護の受給状況

過去5年間（平成24～28年度）における生活保護受給世帯は49～54世帯で推移しており、そのうち教育扶助の受給世帯1～3世帯、子ども人数は3～5人となっています。

表 生活保護の受給状況

(単位:世帯、人)

年度	受給世帯総数	教育扶助の受給世帯	子どもの人数
平成24年度 (2012)	53	3	5
平成25年度 (2013)	54	2	4
平成26年度 (2014)	47	1	3
平成27年度 (2015)	43	1	3
平成28年度 (2016)	43	1	3

資料:庁内資料
注意:年度末実績値

②児童扶養手当の支給状況

過去5年間（平成25～29年度）の児童扶養手当の支給状況は、受給資格世帯が161～174世帯であり、そのうち支給世帯（全部支給＋一部支給）は124～142世帯となっており、全部支給の割合は減少、一部支給の割合は増加の傾向にあります。

受給者を世帯類型別にみると、母子家庭が大半を占めています。

また、就学状況別にみると、過去5年間では、未就学が約2割、小学校が約3割、中学校が約3割、高校が約2割となっています。

表 児童扶養手当の支給状況

[児童扶養手当の支給状況]

(単位:世帯)

年度	全資格世帯数	支給世帯数	内訳					
			全部支給			一部支給		
			男	女	計	男	女	計
平成25年度 (2013)	167	132	7	39	46	15	71	86
平成26年度 (2014)	174	142	7	41	48	12	82	94
平成27年度 (2015)	161	127	7	32	39	13	75	88
平成28年度 (2016)	161	124	6	25	31	10	83	93
平成29年度 (2017)	164	126	6	26	32	10	84	94

資料:庁内資料
注意:年度末実績。H29のみH29.7実績。

〔児童扶養手当の世帯類型別の受給状況〕 (単位:世帯)

年度	母子家庭	父子家庭	その他	合計
平成25年度 (2013)	110	21	1	132
平成26年度 (2014)	123	18	1	142
平成27年度 (2015)	107	19	1	127
平成28年度 (2016)	108	15	1	124
平成29年度 (2017)	110	15	1	126

〔対象となる子どもの就学状況〕 (単位:人)

年度	未就学児	小学校	中学校	高校	その他	合計
平成25年度 (2013)	31	63	56	36	0	186
平成26年度 (2014)	40	66	59	38	1	204
平成27年度 (2015)	30	66	47	39	0	182
平成28年度 (2016)	30	61	50	36	1	178
平成29年度 (2017)	28	54	40	55	2	179

資料:庁内資料

注意:年度末実績。H29のみH29.7実績。全部停止は除く。

③就学援助費の認定状況

過去4年間(平成26~29年度)の就学援助費の認定状況は、要保護世帯と準要保護世帯を合わせ、144~184世帯となっており、児童生徒数が減少傾向にある中で、認定数は増加傾向にあります。

表 就学援助費の認定状況

(単位:人)

年度	要保護		準要保護		合計	小学 児童数	小学生 認定率	中学 生徒数	中学生 認定率
	小学校	中学校	小学校	中学校					
平成26年度 (2014)	0	0	75	69	144	1,439	5.2%	797	8.7%
平成27年度 (2015)	0	0	90	61	151	1,389	6.5%	801	7.6%
平成28年度 (2016)	2	0	95	67	164	1,349	7.2%	764	8.8%
平成29年度 (2017)	2	0	112	70	184	1,299	8.8%	757	9.2%

資料:庁内資料

注意:認定数は各年度最終の人数(非認定を除く)。児童数、生徒数は各年5月1日現在。

(2) 児童相談の状況（小矢部市家庭児童相談室受付）

過去4年間（平成25～28年度）の児童相談は129～141件であり、ほぼ横ばい傾向にあります。

表 児童相談の状況

（単位：件）

	養護相談	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他	合計
平成25年度 (2013)	39	3	41	3	42	3	131
平成26年度 (2014)	58	0	37	1	42	3	141
平成27年度 (2015)	41	0	51	1	43	3	139
平成28年度 (2016)	29	3	46	0	45	6	129

資料：庁内資料

表（参考）児童相談の種類と対象等

種類		対象等
養護相談	1. 養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健相談	2. 保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
障害相談	3. 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	4. 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	5. 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞、学習障害や注意欠陥多動性障害等発達障害を有する子どもに関する相談。
	6. 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	7. 知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	8. 自閉症等相談	自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する子どもに関する相談。
非行相談	9. ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子どもに関する相談。
	10. 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。
育成相談	11. 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	12. 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。
	13. 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	14. 育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
	15. その他の相談	1～14のいずれにも該当しない相談。

資料：厚生労働省 児童相談所の運営指針

3. アンケート調査による実態把握

(1) 各アンケート調査の概要

①調査実施の概要

本計画の検討にあたり、子どものいる家庭（小学5年並びに中学2年の児童・生徒及び保護者）、ひとり親、就学支援受給者の方々に、暮らしの実態や支援要望などをお聞きするアンケートを実施し、本市の子どもの貧困の実態の把握・分析を行いました。

[調査対象者、配布・回収の状況]

種別	対象者		配布数	回収数	回収率	配布・回収方法
	子	親				
家庭 小学5年	○	○	238	222	93.3%	学校を通じた 直接配布・回収
家庭 中学2年	○	○	244	221	86.5%	
ひとり親	-	○	139	67	48.2%	郵送による 配布・回収
就学支援受給者	-	○	59	28	47.5%	

[調査内容]

子（小学5年、中学2年）	親
A：あなたご自身のこと	A：ご家族とお仕事
B：あなたのからだと健康のこと	B：このアンケートの対象となったお子さん
C：学校や勉強	C：あなたご自身のこと
D：あなたの家庭生活	D：現在の暮らし
E：あなた自身の考えや人とのかかわり	E：お子さんの祖父母とのかかわりと支援制度
F：あなたのこれまでの経験と楽しいとき	

[実施期間]

平成29年9月

②本調査における生活困難世帯の捉え方について

今回の家庭及びひとり親の市アンケート調査では、経済的に困難な家庭の実態を把握するため、回答いただいた家庭（世帯）の収入や世帯人員のデータから、各世帯の等価世帯収入（世帯人員で調整した世帯収入）を求め、その中央値（最低値から最高値まで順番に並べて真ん中となる額）を基準に、その70%以下の収入状態を「低所得層」、70%超を「非低所得層」と分類し、分析を進めています。

なお、この家庭アンケートについては、本計画を策定する富山県下の市町村で、対象者や基本的な調査内容を統一して実施しています。

また、国が示す貧困率（子どもの貧困率）の算出は、基準となる貧困線を、世帯全体の等価可処分所得（収入から税金や社会保険料などを除いたいわゆる手取り所得）を世帯人員平方根で割って調整した所得の中央値の半分の額としており、今回のアンケート調査との比較はできません。

上記の設定基準に基づき分類を行ったところ、小学5年及び中学2年の家庭においては約2割、ひとり親の家庭においては約7割（小学5年と中学2年の家庭を合わせた値に基づき算定）が「低所得層」となっています。

〔本調査での低所得層の算定結果〕

	等価世帯収入の中央値	中央値の70%	低所得層の割合 (中央値70%以下)	参考 (中央値50%以下)
小学5年の家庭 (n=171)	306万円	214.2万円	19.9% (34件)	7.0% (12件)
中学2年の家庭 (n=176)	312万円	218.4万円	21.0% (37件)	5.7% (10件)
ひとり親の家庭 (n=59)	306万円*	214.2万円*	67.8% (40件)	45.8% (27件)

※低所得層の割合は、世帯収入及び世帯員数を回答いただいた方の中での割合

※ひとり親の低所得層の割合は、小学5年と中学2年の家庭を合わせた等価世帯収入（中央値306万円）に基づき算定した割合

※表中のnは、各調査項目での回答数（標本数）を表す（以下同様）

（2）子育て家庭の就労・経済の状況

①保護者の就労状況、雇用形態（小学5年保護者、中学2年保護者、ひとり親）

保護者の就労状況について、小学5年及び中学2年の父親と母親は、ともに約9割が就労しています。雇用形態についてみると、正規雇用が父親では8割弱、母親では5割弱となっています。ひとり親についても9割以上が就労していますが、正規雇用は約5割にとどまり、非正規雇用が3割強を占めています。なお、ひとり親世帯の約9割が母子家庭です。

【保護者の就労状況、雇用形態】

		就労している					就労していない
		合計	正規雇用	非正規雇用	自営業等	その他、無回答	
父親	小学5年 (n=222)	92.3%	79.7%	1.4%	10.4%	0.9%	7.7%
	中学2年 (n=221)	89.6%	77.8%	0.5%	10.0%	1.4%	10.4%
母親	小学5年 (n=222)	91.4%	44.6%	39.2%	6.3%	1.4%	8.6%
	中学2年 (n=221)	95.0%	47.5%	38.5%	6.8%	2.3%	5.0%
ひとり親 (n=67)		94.0%	49.3%	32.8%	9.0%	3.0%	6.0%

②子育て世帯の収入状況（小学5年保護者、中学2年保護者、ひとり親）

世帯収入について、小学5年及び中学2年の家庭では、300万円未満が約6%であるのに対して、ひとり親の家庭では約6割を占めています。

【世帯収入の状況】

	～300万円	300～500万円	500～700万円	700～900万円	900万円以上
小学5年の家庭 (n=171)	6.4%	17.9%	28.9%	23.1%	23.7%
中学2年の家庭 (n=176)	5.7%	18.2%	24.4%	29.5%	22.2%
ひとり親の家庭 (n=59)	55.9%	25.4%	13.6%	5.1%	0.0%

※世帯収入について回答が無かった方を除く

等価世帯収入についてみると、経済的生活困難の状況が大きいと予想される 180 万円未満の世帯は、小学 5 年及び中学 2 年の家庭では約 11~12%して、ひとり親の家庭では 62.7%となっています。

【等価世帯収入の状況】

	～ 100 万円	100～ 180 万円	180～ 280 万円	280～ 360 万円	360～ 500 万円	500～ 600 万円	600 万円 以上
小学 5 年の家庭 (n=171)	4.1%	7.6%	32.2%	21.6%	22.2%	10.5%	1.8%
中学 2 年の家庭 (n=176)	1.7%	9.1%	31.3%	22.7%	26.7%	4.5%	4.0%
ひとり親の家庭 (n=59)	23.7%	39.0%	23.7%	11.9%	1.7%	0.0%	0.0%

※世帯収入について回答が無かった方を除く

③基本的生活費の支払遅延の経験（小学 5 年保護者、中学 2 年保護者、ひとり親）

経済的な理由による料金滞納のために、電気、ガス、水道のいずれかを止められた経験があるのは、小学 5 年及び中学 2 年の家庭では 1 %未満であるのに対して、ひとり親の家庭では、9 %を占めています。

【支払遅延の経験が「ある」の割合】

	小学 5 年 (n=222)	中学 2 年 (n=221)	ひとり親 (n=67)
経済的な理由による料金滞納のために、電気、ガス、水道のいずれかを止められた経験がある	0.9%	0.5%	9.0%

④子育て世帯の貯金の状況（小学 5 年保護者、中学 2 年保護者、ひとり親）

「急な出費のための貯蓄（5 万円以上）がない」のは、小学 5 年の家庭では 7.2%、中学 2 年では 6.8%ですが、低所得層に限れば小学 5 年の家庭では 11.8%、中学 2 年では 16.2%であり、ひとり親の家庭では 23.9%と大きくなっています。

【急な出費のための貯金（5 万円以上）がない世帯】

小学 5 年の家庭	全体 (n=222)	7.2%
	非低所得層 (n=137)	4.4%
	低所得層 (n=34)	11.8%
中学 2 年の家庭	全体 (n=221)	6.8%
	非低所得層 (n=139)	5.8%
	低所得層 (n=37)	16.2%
ひとり親の家庭 (n=67)		23.9%

(3) 子どもの生活・学習状況

①朝食や入浴の習慣（小学5年児童、中学2年生徒）

朝食の習慣については、小学5年及び中学2年のいずれも、ほとんど毎日食べるが90%以上であり、ほとんど食べないは3%程度となっています。所得層の違いによる傾向の大きな違いは見られません。

入浴（風呂、シャワー）の習慣については、小学5年及び中学2年のいずれも、ほとんど毎日入るが90%以上であり、ほとんど入らないは2~3%となっています。所得層の違いによる傾向の大きな違いは見られません。

【朝食の習慣】

		ほとんど毎日食べる (食べないのは週1日以下)	食べる方が多い (週2~3日食べない)	ほとんど食べない (週4~5日食べない)
小学5年 児童	全体 (n=222)	91.4%	3.6%	3.2%
	非低所得層 (n=137)	89.8%	5.1%	3.6%
	低所得層 (n=34)	97.1%	0.0%	2.9%
中学2年 生徒	全体 (n=221)	90.0%	4.1%	2.7%
	非低所得層 (n=139)	89.9%	3.6%	2.9%
	低所得層 (n=37)	91.9%	0.0%	5.4%

【入浴の習慣】

		ほとんど毎日入る (入らないのは週1日以下)	入る方が多い (週2~3日入らない)	ほとんど入らない (週4~5日入らない)
小学5年 児童	全体 (n=222)	92.3%	3.6%	2.7%
	非低所得層 (n=137)	92.7%	2.2%	4.4%
	低所得層 (n=34)	91.2%	8.8%	0.0%
中学2年 生徒	全体 (n=221)	93.2%	2.3%	1.4%
	非低所得層 (n=139)	94.2%	0.7%	1.4%
	低所得層 (n=37)	86.5%	8.1%	2.7%

②家庭での勉強時間、学校授業の理解状況、(小学5年児童、中学2年生徒)

家で学校の宿題をする時間について、小学5年及び中学2年ともに、30分~1時間が6~7割となっています。中学2年では、2時間以上が10.0%、15分以下が25.8%となっています。

学校の授業が理解している・わかる(だいたいを含む)と感じているのは、小学5年で9割、中学2年で6割となっています。理解していない・わからない(あまりを含む)は、小学5年で3.6%、中学2年で9.0%となっています。

【家で学校の宿題をする時間】（学習塾等は除く）

		15分以下	30分	1時間	2時間以上
小学5年 児童	全体（n=222）	18.0%	34.7%	40.1%	6.8%
	非低所得層（n=137）	16.8%	42.3%	36.5%	4.4%
	低所得層（n=34）	26.5%	11.8%	50.0%	11.8%
中学2年 生徒	全体（n=221）	25.8%	28.5%	33.5%	10.0%
	非低所得層（n=139）	20.9%	30.9%	36.7%	9.4%
	低所得層（n=37）	43.2%	27.0%	21.6%	5.4%

【学校の授業の理解状況】

		理解して いない	あまり理解 していない	どちらとも いえない	だいたい 理解している	理解している
小学5年 児童	全体（n=222）	2.7%	0.9%	9.5%	43.2%	42.8%
	非低所得層（n=137）	1.5%	0.7%	10.2%	41.6%	44.5%
	低所得層（n=34）	0.0%	2.9%	11.8%	44.1%	41.2%
中学2年 生徒	全体（n=221）	1.8%	7.2%	29.0%	48.4%	11.3%
	非低所得層（n=139）	1.4%	5.8%	26.6%	49.6%	14.4%
	低所得層（n=37）	5.4%	2.7%	43.2%	40.5%	2.7%

③習い事や塾等の状況（小学5年保護者、中学2年保護者、ひとり親）

子どもが、費用のかかる習い事や学習塾等に通っていない世帯は、小学5年の家庭で7.7%、中学2年で32.1%となっています。所得層別でみると、低所得層では、小学5年が14.7%、中学2年が54.1%であり、非低所得層の2倍近くになっています。ひとり親の家庭についても58.2%と多くなっています。

【習い事や塾等に通わせていない世帯】 ※費用がかかる習い事や塾等が対象

小学5年の家庭	全体（n=222）	7.7%
	非低所得層（n=137）	5.1%
	低所得層（n=34）	14.7%
中学2年の家庭	全体（n=221）	32.1%
	非低所得層（n=139）	26.6%
	低所得層（n=37）	54.1%
ひとり親の家庭（n=67）		58.2%

なお、習い事等の内容としては、小学5年ではスポーツ系の習い事が最も多く、中学2年では学習塾等が最も多くなっています。

【習い事や塾等の内容】 ※複数回答の比率

	学習塾・進学塾	家庭教師	通信教育	英語塾・珠算等の勉強の習い事	絵画・音楽・習字等の芸術の習い事	スポーツ等の習い事	塾や習い事はしていない
小学5年の家庭 (n=222)	15.8%	0.5%	18.9%	17.6%	33.8%	70.3%	7.7%
中学2年の家庭 (n=221)	40.7%	4.1%	14.5%	6.3%	11.3%	14.9%	32.1%
ひとり親の家庭 (n=67)	11.9%	3.0%	7.5%	6.0%	11.9%	9.0%	58.2%

子ども一人当たりの費用については、小学5年では1万円未満が51.2%と最も多くなっていますが、中学2年では2万円以上が36.3%と最も多くなっています。ひとり親では1万円未満が50.0%と最も多くなっています。

【習い事や塾等にかかる子ども一人あたりの費用】

		～10,000円	10,000～20,000円	20,000円～
小学5年の家庭	全体 (n=205)	51.2%	31.2%	14.6%
	非低所得層 (n=130)	51.5%	28.5%	18.5%
	低所得層 (n=29)	58.6%	34.5%	3.4%
中学2年の家庭	全体 (n=146)	26.7%	34.9%	36.3%
	非低所得層 (n=101)	24.8%	31.7%	42.6%
	低所得層 (n=17)	29.4%	47.1%	23.5%
ひとり親の家庭 (n=34)		50.0%	39.3%	10.7%

通わせていない理由として「経済的余裕がないから」を挙げているのは、小学5年及び中学2年の低所得層、ひとり親の家庭では5割以上であり、特にひとり親では約7割を占めています。

【習い事や塾等に通わせていない世帯で「経済的な余裕のなさ」を理由に挙げている世帯】 ※複数回答の比率

小学5年の家庭	全体 (n=17)	52.9%
	非低所得層 (n=7)	42.9%
	低所得層 (n=5)	60.0%
中学2年の家庭	全体 (n=71)	33.8%
	非低所得層 (n=37)	24.3%
	低所得層 (n=20)	50.0%
ひとり親の家庭 (n=39)		69.2%

なお、「経済的余裕がないから」以外の通わせていない理由としては、小学5年では「子どもがやりたがらないから」、中学2年では「子どもがやりたがらないから」、「学校のクラブ活動が忙しいから」が多くなっています。

【習い事や塾等に通わせていない理由】 ※複数回答の比率

	子どもがやりたがらないから	必要性を感じないから	経済的に余裕がないから	家の近くに塾や習い事がないから	学校のクラブ活動が忙しいから	子どもが家などで過ごす自由な時間が少なくなるから	他の家族の理解が得られないから
小学5年の家庭 (n=17)	41.2%	5.9%	52.9%	23.5%	5.9%	5.9%	5.9%
中学2年の家庭 (n=71)	59.2%	18.3%	33.8%	7.0%	42.3%	16.9%	2.8%
ひとり親の家庭 (n=39)	25.6%	12.8%	69.2%	15.4%	20.5%	10.3%	0.0%

(4) 高校卒業後の進路希望

①高校卒業後の進路希望 (中学2年生徒、小学5年保護者、中学2年保護者、ひとり親)

保護者の子どもの高校卒業後の希望については、大学等(大学+専門学校)への進学が7割、就職が1割であり、小学5年、中学2年及びひとり親で、傾向の大きな違いはありません。また、所得層別においても、傾向に大きな違いはありません。

中学2年の生徒本人の希望でも、ほぼ同様の傾向にあります。低所得層に限ってみると、就職の希望が2割と高めとなっています。

【保護者の子どもの高校卒業後の進路希望】

		大学への進学	専門学校への進学	就職	その他・わからない
小学5年の家庭	全体 (n=222)	54.1%	14.4%	6.3%	23.4%
	非低所得層 (n=137)	60.6%	14.6%	5.8%	18.2%
	低所得層 (n=34)	58.8%	8.8%	2.9%	29.4%
中学2年の家庭	全体 (n=221)	48.4%	19.0%	10.0%	20.8%
	非低所得層 (n=139)	53.2%	18.0%	12.9%	15.1%
	低所得層 (n=37)	40.5%	27.0%	10.8%	21.6%
ひとり親の家庭 (n=67)		50.7%	14.9%	10.4%	23.8%

【中学2年生徒本人の高校卒業後の進路希望】

		大学への進学	専門学校への進学	就職	その他・わからない
中学2年生徒	全体 (n=221)	48.0%	17.6%	13.1%	19.5%
	非低所得層 (n=139)	54.0%	15.1%	11.5%	18.0%
	低所得層 (n=37)	35.1%	18.9%	21.6%	21.6%

(5) 祖父母の協力状況

①祖父母との同居、祖父母の子育てへの協力の状況 (小学5年保護者、中学2年保護者、ひとり親)

小学5年、中学2年及びひとり親のいずれについても、およそ半数が祖父母との同居(三世大家族)となっています。

祖父母の家事や育児面での協力については、同居・別居の有無に関わらず、「子どもの放課後の世話」、「日常の食事の準備・片づけ」、「子どもが病気の時の通院や看病」等が多くなっています。

【祖父母との同居状況】

	三世代	核家族
小学5年（n=222）	49.5%	45.5%
中学2年（n=221）	54.3%	41.6%
ひとり親（n=67）	49.3%	46.3%

【祖父母の家事や育児面での協力状況】 ※項目ごとに協力度合いを問う設問で、「よくある」と回答した比率

	1位	2位	3位
小学5年（n=221）	子どもの放課後の世話 51.6%	子どもが病気の時の通院 や看病 29.4%	自分が病気の時の子ども の世話・見守り 27.6% 日常の食事の準備・片づ け 27.6%
中学2年（n=221）	子どもの放課後の世話 35.7%	日常の食事の準備・片づ け 26.7%	子どもが病気の時の通院 や看病 19.5%
ひとり親（n=66）	日常の食事の準備・片づ け 36.4%	子どもの放課後の世話 34.8%	子どもが病気の時の通院 や看病 18.2% 日常の掃除・洗濯 18.2%

(6) 利用したい支援・サービス

①子どもの貧困対策に係る支援の要望（小学5年保護者、中学2年保護者、ひとり親）

あれば利用したい支援・サービスについては、小学5年、中学2年及びひとり親のいずれにおいても、「学校や家庭以外で子どもが無償で勉強を学べる支援」、「保護者が送迎しなくても、子どもの移動や交通手段を支えてくれるサービス」が上位を占めています。次いで、小学5年及び中学2年では「学校や家庭以外で子どもが安心して通える居場所」、ひとり親では「自分が仕事や職業に活かせる資格を取るための支援」となっています。

【あれば利用したい支援・サービス項目】 ※複数回答の比率

	1位	2位	3位
小学5年（n=222）	学校や家庭以外で子ども が無償で勉強を学べる支 援 62.6%	保護者が送迎しなくて も、子どもの移動や交通 手段を支えてくれるサー ビス 48.2%	学校や家庭以外で子ども が安心して通える居場所 44.6%
中学2年（n=221）	学校や家庭以外で子ども が無償で勉強を学べる支 援 59.7%	保護者が送迎しなくて も、子どもの移動や交通 手段を支えてくれるサー ビス 51.8%	学校や家庭以外で子ども が安心して通える居場所 28.1%
ひとり親（n=67）	学校や家庭以外で子ども が無償で勉強を学べる支 援 67.2%	保護者が送迎しなくて も、子どもの移動や交通 手段を支えてくれるサー ビス 59.7%	自分が仕事や職業に活か せる資格を取るための支 援 34.3%

4. 課題の整理

子どもの貧困に係る現状やアンケート調査の結果から考察した課題について、以下のとおり整理しました。

(1) 教育の支援に関する課題

● 子どもの基礎学力の確実な習得と学習意欲を高めるための、学校でのきめ細かな学習指導による支援が重要です

小学5年及び中学2年の児童・生徒アンケートでは、学校の授業を理解できない・分からないが、小学5年で4%、中学2年で9%となっています。また、中学2年では、どちらともいえないが約3割を占めています。小・中学校での基礎的学力の習得は、その後の進学や就職など、子どもの将来に大きく影響するものであり、基礎的学力の習得が十分でないまま社会に出ることは、その子どもが将来、貧困に陥る可能性が高くなると予想されます。小・中学校においては、これまで以上に全ての子どもの学力を保障するため、学校でのきめ細かな学習指導による支援が重要です。

また、小学5年及び中学2年の保護者、ひとり親のアンケートでは、「学校や家庭以外で子どもが無償で勉強を学べる支援」が最も多く要望されていることから、関係機関とも連携しながら、学校授業のほかでの学習支援の取組に関する検討が望まれます。

● 生活困難家庭の子どもが補完的な学習の機会を得ることができる支援が望まれます

小学5年及び中学2年の保護者アンケートからは、学習塾や習い事等の補完的な学習機会について、家庭の収入水準により差がみられ、収入の少ない家庭では、主に経済的な理由から、子どもを塾やスポーツクラブ等の習い事に通わせることができない状況がうかがえます。生活困難家庭を対象とした補完的な学習に対する支援の充実が望まれます。

● 学ぶ意欲の高い子どもの大学等への進学に関する支援が望まれます

小学5年及び中学2年、ひとり親の保護者アンケートでは、子どもの高校卒業後の進路について、いずれの保護者も約7割が大学等への進学を望んでいます。一方、大学等への進学に関しては、家庭の収入に関わらず、子育て家庭の多くがその負担の大きさに不安を抱いています。学ぶ意欲の高い子どもの大学等への進学を促進する支援策の充実が望まれます。

(2) 生活の支援に関する課題

● 家庭の安定に向けた保護者の生活支援が重要です

小学5年及び中学2年の保護者アンケートからは、子育てに関して祖父母の協力を得ながら、育児・家庭と仕事の両立を図っている家庭が多いことが伺えます。子どもの貧困の改善には、親の自立（安定した収入と暮らし）が最も重要となることから、多様な保育サービスの確保など、子育てと仕事の両立に関する支援の充実が重要です。

● **生活困難家庭への生活全般に係る相談・支援の充実が望まれます**

生活困難家庭においては、経済的な余裕のなさから、身体面や精神面でも厳しい状況に陥りやすくなる場合も少なくないことから、心身の健康や衣食住などの生活全般に係る相談・支援の充実が望まれます。

● **日常における子どもの安全な居場所や地域との関わりを深める子どもの生活支援が重要です**

小学5年及び中学2年、ひとり親の保護者アンケートでは、「学校や家庭以外で子どもが安心して通える居場所」の要望が多くなっています。特に、低学年の子どもの、放課後や長期休業時における、安全に過ごせる居場所の充実が強く求められており、その確保に係る支援が必要です。子どもの多様な活動の体験や地域社会とのつながりの促進、保護者の子育てと仕事の両立の両面に対する支援として重要な取組となります。

● **困難を抱える若者の実態を把握し、社会参加や自立に向けた支援が必要です**

高校中退、未就労、ひきこもりなどの困難を抱える若者については、義務教育期とは異なり、教育機関や地域とのつながりが薄くなる中で、その存在や実態が見えにくい状況になっています。このような若者が、将来、親の支援が得られなくなった場合、貧困状態に陥ることは容易に予想されます。困難を抱える若者の実態を早期に把握し、学び直しや就労などの社会参加や自立に係る支援の充実が必要です。

(3) 保護者の就労支援・経済的支援に関する課題

● **保護者の就労の安定に向けた支援の充実が重要です**

子どもの貧困問題は、保護者の就労・収入の問題と直結しており、保護者の雇用形態が不安定等の理由により、世帯収入が低い生活困難家庭では、子どもの衣食住等の生活面や就学面に支障をきたす可能性が高くなります。ひとり親アンケートからは、就労の安定や収入の増加につながるための資格・技能の取得に対する意欲は高いことが伺えます。ひとり親などを対象とした、これらの支援の充実が重要です。

● **ひとり親などへの就労機会の確保や継続に係る地域の企業等への働きかけが望まれます**

ひとり親家庭や育児に関して支援が得られにくい家庭では、子育てと就労の両立の負担は大きく、長時間働くことが難しいなど、就労に関して制約があることが予想されます。ひとり親家庭などが子育てと生計維持の役割をしっかりと担っていくことができるよう、地域の企業に対して、ひとり親などの就労機会の確保や継続に係る働きかけが望まれます。また、地域全体で子育てを応援していく環境づくりに向けて、企業への子育てと就労の両立に関する啓発を進めていくことが望まれます。

● **経済的支援が必要な人に確実に届くよう、分かりやすくきめ細かな周知・情報提供が重要です**

生活困難家庭に対する直接的な支援となる経済的支援が、支援を必要とする家庭に確実に届くよう、対象者に対して各種支援制度の分かりやすい周知と情報提供が重要です。

● **経済的支援を通じて、本当の自立を促していくための取組が重要です**

生活困難家庭においては、滞納や借金等の負債がある、収入が少ない、健康面で問題がある、高齢家族の介護もあるなど、多くの問題を抱える事例が多いことから、単に児童扶養手当や就学援助等の経済的支援にとどまるのではなく、その家庭が抱える諸問題への対処を支援し、生活困難家庭の自立を後押ししていくことが重要です。

(4) 連携体制の構築に関する課題

● **早期の問題把握と支援に向けた関係機関間の情報共有とつなぎ合う意識が重要です**

課題解決に向けては、早期に支援を要する子どもや家庭の存在に気づき、抱える問題を的確に把握して、生活困難家庭が必要とする情報や支援を適切に提供していくことが重要となります。そのために、各関係機関は、生活困難家庭に係る情報と対策の方向性を共有し、相互につなぎあう意識を持ちながら、相談や支援等に当たっていくことが重要です。

また、小学5年及び中学2年の保護者アンケートから、相談窓口やファミリー・サポートセンター事業について、よく知らないという人も多く、引き続き子育て支援や貧困対策に関する広報や情報提供の充実に努めていく必要があります。

● **重層的な支援の実施に向けた関係機関間の連携の強化が重要です**

生活困難家庭に必要な支援を的確に提供していくためには、庁内の福祉、教育をはじめとする関係各課及び地域やNPO、企業等の各機関が連携を強化し、それに基づいて重層的（分野横断的）に支援を実施していくことが重要です。また、様々な関係機関が支援に関わりながら、生活困難家庭の自立・自助の力を総合的に高めていくことが重要です。

● **生活困難家庭が支援を求めやすい環境づくりと、支援者の資質向上が必要です**

生活困難家庭が本当に必要としている支援、問題解決ができる支援につなげていくためには、生活困難家庭が抱える見えにくい悩みや問題についても、正確に把握していくことが求められます。そのため、関係機関においては、生活困難家庭との信頼関係を高めていくことに十分に留意していくとともに、生活困難家庭を孤立させない取組や、相談員の資質向上による相談体制の充実などを進めていく必要があります。

第3章 子どもの貧困支援に対する基本的な考え方

1. 基本理念と方向性

現在、本市では、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年3月に「小矢部市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、

「安心して子どもを産み育て、子どもと親がいきいきと心豊かに成長できるまちづくり」

を基本理念として、子どもの健やかな育ちを等しく保障するとともに、家庭、地域、企業及び行政が一体となり、子ども・子育て支援を総合的かつ効果的に推進することで、みんなで子育てを支えあうことができるまちづくりを目指していくとしています。

本計画においても、この基本理念を踏まえ、以下の考え方に基づき貧困対策を進めていきます。

国の相対的貧困率の調査結果から、また、市の就学援助利用児童生徒数の動向や子育て家庭アンケートの結果等から、本市においても、相対的に貧困の状況にある子どもが一定数いることが推測されます。全国調査では、近年、改善の兆しが見られるとはいえ、その深刻さは依然大きいといえます。

子どもの貧困対策については、貧困の連鎖を断ち切るための取組が重要であり、子どもに対する学習や生活に係る支援、保護者に対する生活や就労に係る支援のほか、従来からの各種給付や助成を通じた経済的支援を重層的に実施していく必要があります。また、それらの取組を、教育や福祉の各分野が連携しながら、横断的・総合的に進めていくことが重要となっています。

本計画においては、教育支援、生活支援、保護者の就労・経済的支援、総合的な体制の強化の4つの主要施策のもと、取組を推進していきます。

2. 目指す姿

- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会
- 全ての子どもが夢と希望を持って、生き生きと心豊かに成長していける社会

家庭の経済的な事情等に関わらず、全ての子どもと家庭において、必要な学習機会が得られ、将来に向けて夢と希望を持ちながら、生き生きと心豊かに成長していける社会を目指します。また、子育て家庭が、子育てと就労の両立を図りながら、経済的な自立と安定を得られる社会を目指していきます。

【基本理念】（小矢部市子ども・子育て支援事業計画より）

安心して子どもを産み育て、子どもと親がい
いきいきと心豊かに成長できるまちづくり

【目指す姿】

- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって
左右されることのない社会
- 全ての子どもが夢と希望を持って、生き生きと
心豊かに成長していける社会

【主要施策】

1. 教育の支援
2. 生活の支援
3. 保護者の就労・経済的支援
4. 総合的な体制の強化

第4章 子どもの貧困支援に対する主要施策

1. 主要施策の体系

〈主要施策1〉 教育の支援

全ての子どもたちが、家庭の経済的な事情等に関わらず、学ぶ意欲を持ち、夢に向かって能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関係機関との連携、地域との協働による学習支援などを総合的に推進します。

〈主要施策2〉 生活の支援

貧困の状況にある世帯では、就労や収入、負債等の経済面だけでなく、心身の健康、家庭、人間関係などの多様な問題を抱えており、それらが複雑に絡み合っているため、さらに困難な状況に陥っている場合が多く見られます。福祉及び教育の関係機関、ならびに民間団体等も含めた地域における多様な主体が連携・協力して、生活困難家庭の安定した生活や自立、健康確保に向けた支援を推進します。

〈主要施策3〉 保護者の就労・経済的支援

貧困の状況にある世帯の生活の安定を確保していくため、労働によって一定の収入を確保できるよう、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、保護者の学び直しや就労の機会の提供の取組を推進します。また、家庭の生活を下支えするために、法に基づく児童扶養手当などのほか、各種の手当、助成、貸付による経済的支援を行い、セーフティネット機能の強化を図ります。

〈主要施策4〉 総合的な体制の強化

子どもの貧困対策を進めるにあたっては、幅広い分野での施策を総合的に実施する必要があることから、庁内関係部局及び民間団体や当事者団体などが、情報の共有と連携・協力して取組を推進していく連携体制の強化を図ります。また、子どもの貧困を社会的に重要な課題として認識し、社会全体で子どもの支援を図るための情報発信や当事者団体等の支援人材の育成等に取り組んでいきます。

〈主要施策1〉 教育の支援

(1) 学校での総合的な子どもの貧困対策の展開

- ①学校教育による学力保障
- ②学校を窓口とした福祉関係機関との連携強化
- ③地域と学校の連携強化

(2) 教育の機会均等の推進

- ①幼児教育・保育の質の向上
- ②生活困難世帯への就学費用等の支援
- ③多様な体験活動の機会提供
- ④大学等進学への支援

〈主要施策2〉 生活の支援

(1) 保護者の生活支援

- ①保護者の自立支援
- ②保育等の確保
- ③保護者の健康確保
- ④住宅の支援

(2) 子どもの生活支援

- ①子どもの生活支援、居場所づくりの推進
- ②子どもの健康づくりに関する支援
- ③子どもの就労に関する支援

(3) 生活困難家庭の孤立を防ぐための支援

- ①地域における見守りの推進
- ②子どもの食育・孤食に関する取組

〈主要施策3〉 保護者の就労・経済的支援

(1) 保護者の就労・学び直し支援

- ①保護者の就労支援
- ②学び直し支援
- ③就労機会の確保

(2) 経済的支援

- ①各種の手当支給、負担軽減
- ②養育費の確保に関する相談支援

〈主要施策4〉 総合的な体制の強化

(1) 連携体制の構築

- ①関係組織による情報提供、相談、つながりの推進
- ②啓発、情報発信の推進

(2) 支援人材の育成

- ①支援人材の育成（資質向上の推進）

2. 主要施策の展開

〈主要施策1〉 教育の支援

(1) 学校での総合的な子どもの貧困対策の展開

[施策の方向性]

貧困を連鎖させないためのプラットフォームとして学校を位置づけ、学力向上のための支援、福祉関係機関との連携による相談機能の強化など、総合的に貧困対策を推進します。

[具体施策]

① 学校教育による学力保障

全ての児童生徒に対して、学習課題や習熟の程度に応じた学習指導の工夫・改善を図る取組を支援します。また、家庭との連携を図りながら、学習習慣の定着に係る取組を進めていきます。

② 学校を窓口とした福祉関係機関との連携強化

生活の困難さを早期に把握し、的確な福祉サービスにつなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置を進めるなど、相談体制の充実を図ります。また、不登校からひきこもりへ移行しないための支援を行っていきます。

③ 地域と学校の連携強化

子どもの勤労観や職業観を育成するため、地域の事業所等の協力を得て、職場体験を実施します。

【① 学校教育による学力保障】

取組	内容	担当所管
学校教育による学力保障	学習課題や習熟の程度に応じた学習指導の工夫・改善を図る取組を支援します。	教育総務課
学習習慣定着に係る支援	手引きの作成などを通じて、家庭との連携を図りながら、家庭学習の習慣化の取組を進めます。	教育総務課
保育所・認定こども園・小学校・中学校の円滑な連携	保育所・認定こども園から小学校、小学校から中学校に円滑に繋がられるよう、子どもの成長を切れ目なく支えていきます。	教育総務課 こども課

【② 学校を窓口とした福祉関係機関との連携強化】

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの設置	学校や子どもが抱える貧困を含めた様々な問題の解決に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門の力を活用した相談体制の充実を図ります。	教育総務課
子どもと親の相談員設置	不安や悩みを聞くことで、児童や親が心のゆとりを持てるように、「子どもと親の相談員」を配置します。	教育総務課
特別支援教育支援員の派遣	発達障害や特別な支援が必要な児童に対して、学校生活や学習支援を行うためのスタディメイトを全小学校に配置します。	教育総務課
登校支援の取組み	不登校児童生徒の集団生活への適応を援助し、学校生活への復帰を目指します。	教育総務課 教育センター

【③ 地域と学校の連携強化】

社会に学ぶ14歳の挑戦	中学2年を対象に、学校外での職場体験をとおして、社会性を育むとともに、働くことの大切さを学びます。	教育総務課
-------------	---	-------

(2) 教育の機会均等の推進

【施策の方向性】

学習の機会均等を図るため、全ての子どもを対象とした、学習支援やスポーツ・文化等の体験機会の充実などの取組を進めます。また、義務教育での就学費援助、大学等進学奨学金などの就学に係る経済的支援の充実を図ります。

【具体施策】

① 幼児教育・保育の質の向上

質の高い教育・保育を総合的に提供できる幼保連携型認定こども園の整備を推進します。また、保育士の研修の充実を進め、幼児教育・保育の現場に求められる資質と専門性の向上を図ります。

子どもの体力向上と運動好きな子どもを育てるための支援や、赤ちゃんと保護者を対象とした読み聞かせ事業など、幼児教育の質の向上に関する取組を推進します。

② 生活困難世帯への就学費用等の支援

収入が一定基準以下の生活困難家庭に対して、義務教育における学習費用に関する費用補助を行います。

③ 多様な体験活動の機会提供

放課後子ども教室などの既存事業を活かし、スポーツや自然、歴史・文化等を通じた、子どもの学習や交流などの体験機会の充実を図ります。

また、地域ボランティアや関係組織等と連携し、家庭の経済的な理由から塾通いが難しい子どもを対象とした補習授業などの学習支援に取り組みます。

④ 大学等進学への支援

家庭の経済的な事情で大学等への進学が困難な子どもに対して、奨学金貸与等の支援を行います。

【①幼児教育・保育の質の向上】

取組	内容	担当所管
幼児教育・保育の質の向上	幼児教育・保育に携わる保育士に対する研修内容の充実を図ることにより、保育現場に求められる資質と専門性の向上に努めます。	こども課
幼保連携型認定こども園の整備	保護者の就労状況にかかわらず、子どもが地域の同じ施設に通うことができるよう、質の高い教育・保育を総合的に提供できる「幼保連携型認定こども園」の整備を図ります。	こども課
保育所・こども園体力向上支援	子どもの体力向上と運動好きな子どもを育てるため、指導員を派遣し、いろいろな運動を実施します。また、教諭・保育士等に体力向上及び運動遊びの知識や技術の向上を目的とした研修会を行います。	スポーツ課
図書館活動	赤ちゃんと保護者を対象に読み聞かせを行うブックスタート事業や園児を対象とした園児招待事業、小学1年を対象とした図書館探検隊事業を行います。	生涯学習文化課

【②生活困難世帯への就学費用等の支援】

就学援助費制度	収入が一定基準以下の世帯の児童生徒の保護者に対し、学用品、給食費、修学旅行などの費用の一部を援助します。また、学用品などに充てる入学準備金の支給時期を、入学前に前倒し実施します。	教育総務課
---------	---	-------

【③多様な体験活動の機会提供】

地域おやべっ子教室	地域の子どもの対象とし、安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の協力により、スポーツや文化活動を実施します。	生涯学習文化課
★子どもの学習支援の取組（ひとり親家庭）	地域ボランティアや関連組織等により、経済的な理由から塾通いが難しい子どもを対象とした補習授業などの学習支援に取り組みます。	こども課

【④大学等進学への支援】

奨学金の貸与	大学進学による負担を軽減し、安心して教育を受けることができるように奨学金制度による経済的支援を行います。	教育総務課
--------	--	-------

〈主要施策2〉 生活の支援

(1) 保護者の生活支援

[施策の方向性]

生活困難家庭が地域で自立した生活基盤を築くことができるよう、保護者に対して生活全般に係る相談・支援の充実を図ります。合わせて、子育てと仕事の両立に向けた支援、生活困難家庭の子育てに係る費用の負担軽減の取組を進めます。

[具体施策]

① 保護者の自立支援

複合的な課題を抱える生活困難家庭の早期把握と、自立や就労等に向けた包括的な支援を推進します。そのため、市の関係部署の連携による相談体制の強化を図ります。

② 保育等の確保

子どもの健やかな育ちを保障し、子育てと仕事の両立を支えていくため、病児・病後児保育を含めて、幼児教育・保育サービスの一層の充実に努めます。また、子育て支援センターにおける、子育て家庭の交流や情報交換、相談の機能強化を図ります。

③ 保護者の健康確保

生活困難家庭では、健康面においても課題を抱える可能性が高まることから、健診等の充実とともに、自身で健康改善への取組を進めていけるよう、発症予防と重症化予防に関する支援の充実を図ります。

④ 住宅の支援

民間賃貸住宅家賃補助や住宅取得補助により、ひとり親家庭の居住確保を支援します。また、生活困難者に対する市営住宅の供給を図ります。

【①保護者の自立支援】

取組	内容	担当所管
生活困窮者自立支援制度による支援	生活困窮者に対し、自立に向けた就労支援や生活相談など、課題に応じた支援を関係機関と連携して実施します。	社会福祉課

【②保育等の確保】

子育て支援センターの設置	子育て支援センターを設置し、子育て中の親子や家族が集い、育児相談や情報交換、交流の場としての環境を整備します。	こども課
延長保育の実施	延長保育を実施し、保護者のやむを得ない理由により、保育時間を延長して安心して子どもを預けられる環境を整備します。	こども課

一時預かりの実施	入所（園）していなくても、保護者が病気等により一時的に家庭で保育ができない場合に、こども園等で一時預かりサービスを実施します。	こども課
病児・病後児保育の実施	病気等により集団保育が困難な子どもを、一時的に預かる病児・病後児保育を、病院またはこども園で実施します。	こども課
ファミリー・サポートセンターの設置	ファミリー・サポートセンターを社会福祉協議会内に設置し、地域での相互援助による子育て支援を行います。	こども課
家庭児童相談員の設置	家庭児童相談員を設置し、家庭における児童の養育相談・指導を行い、子育てに悩む家庭を支援します。	こども課
保育料の軽減	ひとり親の保育料を軽減しています。また、同時入所（2人目）の保育料を軽減しており、第3子以降は無料としています。	こども課
ひとり親家庭子育てサポート助成	ひとり親家庭が放課後児童クラブ及びファミリー・サポートセンターを利用しやすいように、利用料を助成します。	こども課
ことばの教室の設置	ことばの教室を設置し、言語発達に問題を抱え、集団生活が困難な子どもの支援を行うとともに、指導・相談体制を充実し、保護者理解を深め、子どもや親の支援の充実強化を図ります。	こども課

【③保護者の健康確保】

乳児家庭への全戸訪問	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師、助産師、看護師や母子保健推進員が訪問し、子育て情報の提供を行うとともに、不安や悩みを抱える家庭に適切な母子保健サービスの提供を行います。	健康福祉課
産後ケア事業	出産後、安心して子育てができるよう、助産師が自宅を訪問し、心身のケアや育児サポートを行います。	健康福祉課
保護者の健康確保	臨床心理士による「母と子のこころの健康相談会」や、40歳未満を対象とした「すこやか健診」を実施し、保護者の健康保持を図ります。	健康福祉課
母子保健施策の推進	妊産婦及び子育て家庭が妊娠・出産・子育てに関する正しい知識を深め、子どもが健やかに育つことができるよう、母子健康手帳の交付、おやべママパパ講座、妊産婦健診、新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健診、こどもの健康相談などの取組みを進めます。子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期からの切れ目ない支援を行います。	健康福祉課

【④住宅の支援】

輝くママ民間賃貸住宅家賃助成金	高校生以下の子どもを育てるひとり親家庭（母子家庭）の民間賃貸住宅の家賃に対して補助を行います。 （平成29年4月以降の市外からの転入者が対象。12か月間は上限月2万円、13か月以降24か月までは上限月1万円を助成。）	企画政策課
輝くママ住宅取得助成金	高校生以下の子どもを育てるひとり親家庭（母子家庭）の住宅取得費に対して補助を行います。 （平成29年4月以降に市外からの転入者が対象。取得価格の10%（上限100万円）を助成。さらに高校生以下の子ども一人につき20万円を加算。）	企画政策課

公営住宅の供給	住宅に困窮する一定基準以下の所得の方に対し、低廉な使用料で入居できる公営住宅の供給を行います。	都市計画課
生活困窮者住宅確保給付金の支給	生活困窮者が、離職等の理由により住宅を喪失または失う恐れがある時、求職活動を行うことを条件に家賃相当額を一定期間支給します。	社会福祉課

(2) 子どもの生活支援

【施策の方向性】

様々な問題を複合的に抱えている生活困難家庭の子どもに対して、望ましい食習慣や生活習慣を身に付けていくための支援や安心して過ごせる居場所づくりに関する取組を推進します。

また、学校を修了しても就労していない若者に対して、自立した生活を築いていけるよう就労や学び直しに関する支援を進めます。

【具体施策】

① 子どもの生活支援、居場所づくりの推進

放課後や長期休業時に、身近な地域において、子どもが安全に安心して過ごすことができる子どもの居場所づくりを、学校や地域等と連携しながら推進します。身近な地域において、子どもを見守る場であることに加えて、子どもが抱える問題に気づき、必要な支援を行政等に橋渡しする場としても機能するよう考慮します。

② 子どもの健康づくりに関する支援

子どもが健康的な食習慣や生活習慣を身に付けることができるよう、食に関する情報提供や生活習慣の改善に関する取組を進めます。

③ 子どもの就労に関する支援

就労支援を必要とする子どもに対して、より良い就業により、安定した生活を送れるよう、就業相談や情報提供等に努めます。

【①子どもの生活支援、居場所づくりの推進】

取組	内容	担当所管
放課後児童クラブの設置	放課後児童クラブを設置し、就業等で保護者が家庭にいない時間に、小学生に生活の場を与えて健全な育成を図ります。利用者のニーズに合わせ、時間延長を検討します。	こども課
とやまっ子さんさん広場事業の推進	地域住民やボランティア等による、小学生を対象とした自主的な子どもの居場所づくり事業である、とやまっ子さんさん広場事業の促進、活動に対する支援の充実を図ります。	こども課

【②子どもの健康づくりに関する支援】

食に関する情報提供	乳幼児健診や、各種相談会において、食に関する情報を提供し、生活習慣の改善に関する取組を進めます。	健康福祉課
むし歯予防	妊婦（胎児）期から中学生までを対象に、むし歯予防指導を実施します。	健康福祉課
子ども及び妊産婦医療費の助成	子ども（通院・入院は中学3年まで、入院は高校生等（18歳に達する日以後の最初の3月末日まで））及び妊産婦に対し医療費の助成を行い、保健の向上と福祉の増進を図ります。（平成29年度から現物給付の適用範囲が呉西6市に拡大されました。）	こども課
子どものインフルエンザ予防接種の助成	子ども（1歳から中学3年まで）のインフルエンザ予防接種費用を助成します。	こども課

【③子どもの就労に関する支援】

就業相談体制の整備	困難を抱える子どもが、より良い就業により、安定した生活が送れるよう、就業相談や情報提供等に努めます。	こども課 アウトレット・商工立地課
-----------	--	----------------------

（3）生活困難家庭の孤立を防ぐための支援

【施策の方向性】

生活困難家庭が地域から孤立し、問題が大きくなならないよう、支援を必要とする家庭に気づき・見守る取組と、生活困難家庭の社会参加や地域交流を促す取組を進め、地域とのつながりの中で、早期の問題発見や支援につなげていきます。

【具体施策】

① 地域における見守りの推進

民生委員・児童委員や主任児童委員等の協力のもと、支援を必要とする子どもや保護者を早期に発見し必要な支援を図るため、日常的な見守り活動の充実や、必要に応じて関係機関につなげる体制づくりを進めます。

② 子どもの食育・孤食に関する取組

孤食は体に悪影響を及ぼすだけでなく、子どもの精神面にも悪影響を与えます。

家族そろっての食事の大切さや正しい食事の仕方、食事づくりの楽しみについて、情報提供や体験の機会を提供し、家庭における共食を通じた食育の推進を図ります。

【①地域における見守りの推進】

取組	内容	担当所管
民生委員・児童委員による地域見守り	民生委員・児童委員（主任児童委員）による、日頃からの地域の見守り、気づきを通じて、支援を必要とする家庭に寄り添いながら、相談や助言、情報提供の援助活動を行います。	社会福祉課

【②子どもの食育・孤食に関する取組】

家庭における共食を通じた食育の推進	食生活改善推進員による地域の食育活動や母子寡婦福祉会のクリスマス会の開催等を通じて、栄養の情報や食の体験の機会を提供し、家庭における共食を通じた食育の推進を図ります。	健康福祉課 こども課
-------------------	---	---------------

〈主要施策3〉 保護者の就労・経済的支援

(1) 保護者の就労・学び直し支援

【施策の方向性】

生活困難世帯の保護者が、安定した就労と収入を確保していくため、技能や知識の取得に対する支援や就労機会の確保に係る支援を進めます。

【具体施策】

① 保護者の就労支援

母子・父子自立支援員の配置により、ひとり親家庭に対して、自立や就労に関する相談・支援を進めます。

② 学び直し支援

収入増加を目指す保護者に対して、資格や技能の取得にかかる費用の助成や情報提供を行い、スキルアップに必要な支援を行います。

③ 就労機会の確保

求職している生活困難家庭の保護者が就労できるよう、ハローワークとの連携を通じて、就業機会の確保について企業に働きかけていきます。

【①保護者の就労支援】

取組	内容	担当所管
母子・父子自立支援員の配置	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の生活・教育等の相談に応じ、自立のための就労支援等を行います。	こども課

【②学び直し支援】

自立支援教育訓練給付金	自立支援教育訓練給付金として、母子又は父子家庭の父母が職業能力開発のための対象教育訓練を受講した場合、受講料の一部を助成します。	こども課
高等職業訓練促進給付金	高等職業訓練促進給付金として、母子又は父子家庭の父母が看護師等の資格取得のため、養成機関で修業した場合、給付金を支給します。	こども課

【③就労機会の確保】

就労機会の確保	ハローワークと連携し、企業への働きかけ、協力を依頼していきます。	社会福祉課
輝くママ雇用奨励金	高校生以下の子どもを育てるひとり親家庭の母で、特定就職困難者雇用開発助成金の支給を受けている人を雇用している市内の中小企業の事業主に対して奨励金を支給します。 (平成 29 年 4 月以降に市外からの転入者が対象。月額 1 万円を支給。 (交付期間は 2 年間))	企画政策課

(2) 経済的支援

【施策の方向性】

保護者の就労だけでは十分な収入が得られない場合、国の各種給付や現物給付のほか、各種の負担軽減を図り、生活困難家庭の生活基盤が保たれるよう支援を行います。

【具体施策】

① 各種の手当支給、負担軽減

児童手当や児童扶養手当などの公的な経済的支援が、必要な家庭に必ず行き届くよう、家庭の状況を考慮しながら、必要な手続き等についての周知を確実に進めていきます。また、中学生以下の子どもの医療費やひとり親家庭の保護者とその家族にかかる医療費助成のほか、子育てに係る各種負担の軽減を図ります。

② 養育費の確保に関する相談支援

ひとり親の養育費の確保について、弁護士等の関係専門機関を紹介するなど、相談支援を行います。

【①各種の手当支給、負担軽減】

取組	内容	担当所管
児童手当の支給	児童手当の支給により、子どもの健やかな成長を支援します。	こども課
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立促進のため、手当を支給します。	こども課
特別児童扶養手当の支給	障害を有する児童の福祉の増進のため、特別扶養手当を支給します。	こども課
とやまっ子子育て応援券の配布	とやまっ子子育て応援券を 3 歳未満の子どもがいる家庭を対象に配布し、保育サービス等の利用を促進します。	こども課
ひとり親家庭小口貸付	ひとり親家庭に対して小口貸付により、経済的窮地の一時的回避を行います。	こども課

遺児福祉金	ひとり親家庭等に社会、経済、文化活動等への参加の促進を図ることを目的として支給します。	こども課
遺児激励金	児童の父母又は監護者が死亡したときに、その児童の保護者に支給します。	こども課
生活保護制度による支援	生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行います。	社会福祉課
就労自立給付金の支給	生活保護受給者が安定した職業に就いて生活保護から脱却した場合は、就労自立給付金を支給することにより、自立を支援します。	社会福祉課
出産育児一時金	国民健康保険の被保険者が出産した場合に、出産した被保険者の属する世帯主に、出産及び育児費用を助成します。	市民課
ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等に医療費を助成し、保健の向上と生活の安定を図ります。	こども課

【②養育費の確保に関する支援】

養育費の確保に関する相談支援	養育費の支払が適切に行われるよう、弁護士等の関係機関を紹介するなど、母子・父子自立支援員が相談支援を行います。	こども課
----------------	---	------

〈主要施策4〉 総合的な体制の強化

(1) 連携体制の構築

【施策の方向性】

庁内関係課及び地域における関係組織・団体等の連携・支援体制の構築を図り、官民一体となって総合的で効果的な支援を推進していきます。

また、こどもの貧困に関する啓発を進めるとともに、各種支援に関する情報の提供について充実を図ります。

【具体施策】

① 関係組織による情報提供、相談、つなぎの推進

関係機関それぞれが、相互につないでいく意識を高め、連携して困難家庭への的確な支援を推進します。保育コンシェルジュや子育て支援コーディネーター等の配置により、相談しやすい体制づくりと関係機関へのつなぎ機能の強化を図っていきます。また、子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施します。

② 啓発、情報発信の推進

子育てガイドブックの作成・配布を通じて、子育て情報発信の提供を進めます。また、広報等を通じて、子どもの貧困に関する啓発を進めます。

【①関係組織による情報提供、相談、つなぎの推進】

取組	内容	担当所管
保育コンシェルジュ及び子育て支援コーディネーターの配置	保育コンシェルジュ及び子育て支援コーディネーターが子育ての相談を受けたり、多様な子育て支援サービスを紹介したり、関係機関につなげるお手伝いをします。	こども課
★子育て世代包括支援センターの設置	子育て世代包括支援センターを設置し、子育て親子の交流の場の提供、各種相談指導、子育てサークルへの支援、情報提供など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施します。	健康福祉課 こども課
要保護児童対策協議会の設置	要保護児童対策協議会を設置し、保護が必要とされる児童及び家庭に関して、児童相談所・学校・警察等の関係機関と連携し、情報交換や支援内容の協議を行います。	こども課

【②啓発、情報発信の推進】

子育てガイドブック及びまご育てガイドブックの作成	子育てガイドブック及びまご育てガイドブックを作成・配付し、本市の子育て支援情報の提供を行います。	こども課
--------------------------	--	------

(2) 支援人材の育成

[施策の方向性]

保育士、学校教員など子どもに直接かかわる人員をはじめ、各種の相談員や支援員などを含めて、子どもの貧困に関する理解を深め、資質向上を図るため、研修の実施を進めます。また、幅広い分野からの支援人材の確保・育成に努めていきます。

[具体施策]

① 支援人材の育成（資質向上の推進）

相談支援員の資質向上を図るため、各種の研修を実施していきます。また、幅広い分野からの人材の登用・育成を進めます。

【①支援人材の育成（資質向上の推進）】

取組	内容	担当所管
相談支援員の資質向上	ひとり親世帯の相談支援を行う母子・父子自立支援員、生活保護世帯の支援を行うケースワーカー及び就労支援員の資質向上を図るため、それらの職員の研修に積極的に取り組みます。	こども課 社会福祉課

3. 成果指標

それぞれの事業の目的の達成のため、成果指標を定め目標値を設定します。

[成果指標と目標値]

施策・取組	指 標	現 状 (平成 29 年度) (見込)	目標値 (平成 36 年度)
〈主要施策 1〉 教育の支援			
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充	スクールカウンセラーの配置数	小学校 5 校 中学校 4 校	小学校 5 校 中学校 4 校
	スクールソーシャルワーカーの配置数	2 人	4 人
幼保連携型認定こども園の設置	幼保連携型認定こども園整備数	4 園	6 園
地域おやべっ子教室の配置	地域おやべっ子教室の配置数	11 箇所 (全小学校区に配置)	11 箇所 (全小学校区に配置)
子どもの学習支援の取組 (ひとり親家庭)	子どもの学習支援利用者数	0 人	10 人
〈主要施策 2〉 生活の支援			
子育て支援センターの設置	子育て支援センターの設置箇所数	6 箇所	7 箇所
ファミリー・サポートセンターの設置	ファミリー・サポートセンターの利用延べ人数	250 人	300 人
放課後児童クラブの設置	放課後児童クラブの設置数	7 箇所	8 箇所
とやまっ子さんさん広場事業の推進	とやまっ子さんさん広場の登録人数	67 人	80 人
〈主要施策 3〉 保護者の就労・経済的支援			
自立支援教育訓練給付金	自立支援教育訓練給付金受給者数	0 人	1 人
就労機会の確保	ひとり親家庭の就業率	92.5%	95.0%
〈主要施策 4〉 総合的な体制の強化			
子育て世代包括支援センターの設置	子育て世代包括支援センター設置数	0 箇所	1 箇所

第5章 計画の推進

1. 推進体制

子どもの貧困対策に係る支援策を効果的に実施していくためには、家庭、地域、事業者、ボランティア、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協力の関係を強化し、地域社会全体で対応していく体制を整えていく必要があります。

(1) 行政の体制

子どもの貧困に対する取組は、教育、福祉、保健、まちづくり等の多岐の分野にわたります。庁内では、こども課が中心となり、関係部局との情報共有、連絡調整を緊密に行い、支援を必要とする子どもの問題やニーズを的確に捉えたうえで、総合的に取組を進めていきます。また、富山県をはじめとする行政機関・団体との連携を図りながら、必要な施策の推進を図ります。

(2) 関係機関の連携体制

地域における民生委員・児童委員、主任児童委員、社会福祉協議会、自治会、児童クラブ、子育て支援団体などの関係機関は、地域の子どもに対する気づき、支援を必要とする子どもの早期把握、情報提供、関係機関へのつなぎなど、子どもの貧困対策の推進において、非常に大きな役割を担っています。より効果的に支援を進めていくため、関係機関での情報共有、対応協議などを定期的に行う組織体制の整備を図り、連携体制を強化します。

2. 進行管理

施策事業の進捗状況については、毎年度、子ども・子育て支援審議会において報告・点検を行うとともに、その報告・点検の結果は、市民に市ホームページ等を通じて広く公表していきます。また、進捗評価の結果を踏まえて、必要に応じて計画事業の見直しを進めます。